

医療に係る安全管理策定のための指針

患者様に適切な医療を提供することと、その提供過程における安全確保は医療機関においても優先すべき責務である。

I 安全管理に関する基本的な考え方

竹口病院(以下「本院」という)は、患者様が安心して医療を受けられる環境を整備し、各医療現場において安全かつ適切な医療を提供するため次の3項目を主眼に置き、病院全体で安全管理体制の確立に取り組んでいく。

- ・医療事故を未然に防止するための、組織及び体制の整備を図る
- ・すべての職員の意識改革および啓発を図る
- ・医療の質の向上を図ることで、安全で最良の医療を提供する

II 医療安全管理委員会等

安全管理のための基本的な考え方を達成するために、医療安全管理委員会および下部組織である医療安全分科会(医療安全推進者)を置く。組織の運用についてはそれぞれ別に規程を設ける。

III 安全管理のための職員研修

医療に係る安全管理のための基本的な考え方および具体的方策について、本院の職員に周知徹底を行い、個々の職員安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識向上を図る。そのために全職員を対象とした安全管理研修を年2回程度定期的に行うほか、必要に応じて随時開催する。また、研修実施内容について記録する。

IV 事項報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

院内における医療事故(過誤)およびヒヤリ・ハット事例等は、それぞれの報告用紙を用いて医療安全推進者に提出させる。医療安全推進者は、提出された報告書をアクシデントとインシデントに分け、分析、評価を行い、医療安全管理委員会等に報告して改善策を検討し検証する。

V 医療事故発生時の対応

患者様に何らかの事故等が発生した場合には、迅速かつ適切な臨床対応を行い、救命や回復に全力を注ぐとともに、患者様や家族には十分な情報提供を行う。また、発生した事故情報の把握、原因究明、対応策および再発防止策の検討を速やかに図るため、「医療事故(過誤)発生に伴う対応マニュアル」の基づき、病院長、医療安全推進者および医療安全管理者に報告させる。いずれの場合でもすべて診療録および看護記録に基づき作成される。

VI 患者等に対する当該指針の閲覧・相談への対応

本指針の基本的な考え方については、竹口病院のホームページ等に掲載するものとする。

病状や治療方針などに関する患者からの相談に対しては、担当者を決め、誠実に対応し担当者は必要に応じて主治医、担当看護師へ内容を報告する。

VII その他医療安全の推進のために必要な基本方針

その他本院の医療安全管理体制における必要事項について下記のとおり定める。

医療安全推進のため、医療安全管理マニュアルおよび改善策の見直しを継続して行い、改正内容については、職員への周知徹底を速やかに行う。

以上の I ~ VII の項目に添って、「竹口病院 医療安全管理指針」の策定を行うものとする。